

コンプライアンス徹底に向けての取組み

活動実績報告

(令和4年4月～7月)

令和4年8月3日

一般社団法人高知県建設業協会

## 令和4年度コンプライアンス関連事業 事業計画と実施結果 対照表

計画		結果
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会</li> <li>・倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議</li> <li>⇒ 協会に意見具申</li> <li>・行政機関に令和3年度活動、令和4年度活動計画の報告</li> </ul>	4月15日 開催 4月25日 開催  5月24日 県に提出 その後四国地整と県内各自治体に郵送
5月		5月17日 協会理事会で協会役員にコンプライアンス徹底を確認 6月10日 協会定時総会で、総会資料に行動憲章を掲載し、出席会員にコンプライアンス徹底を要請
6月		(公益通報実績) 無し (コンプライアンス相談窓口) 3件
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員研修会＝今年度の業界新入社員に対し、コンプライアンス研修</li> <li>・コンプライアンス委員会</li> <li>・倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議</li> <li>⇒ 協会に意見具申</li> <li>・行政機関に定期活動報告(第1四半期)</li> </ul>	(9月16日新入・若手社員研修会(第3回)でコンプライアンス講習を予定) 7月27日 開催 8月2日 開催
8月		8月上旬 県に提出 その後四国地整と県内各自治体に郵送予定
9月		6月24日 国交省出先事務所との意見交換会 7月7日 国交省高知河川国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会 ⇒ 標題の件について確認・徹底 加えて労働災害・事故につながる危険行動危険要因が見られる件について指摘
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、協会幹部による支部訪問、講習会、勉強会</li> <li>・コンプライアンス委員会</li> <li>・倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議</li> <li>⇒ 協会に意見具申</li> <li>・行政機関に定期活動報告(第2四半期)</li> </ul>	
11月		
12月		
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス講習会</li> <li>・各団体へ令和4年度コンプライアンス確立に向けた取組み状況の報告要請</li> <li>・コンプライアンス委員会</li> <li>・倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議</li> <li>⇒ 協会に意見具申</li> <li>・行政機関に定期活動報告(第3四半期)</li> </ul>	
2月		
3月		(PDCAサイクルによる活動見直しと令和5年度活動計画策定)

## 令和4年度 4月～6月 コンプライアンス活動実績

### 1. 行政機関への活動報告

- ・令和3年度活動、令和4年度活動計画 報告  
5月24日 県土木部に提出 後、四国地方整備局と県内各自治体に提出（郵送）。

### 2. 会 議

#### (1) コンプライアンス委員会

- ・第1回 4月15日（金）  
議題1. 令和3年度活動実績及び令和4年度活動計画  
2. 最近の不祥事・新聞報道 等について

#### (2) 倫理委員会

- ・第1回 4月25日（月）  
議題1. 令和3年度活動実績及び令和4年度活動計画  
2. 最近の不祥事・新聞報道 等について

#### (3) 建設業協会 理事会

- ・5月17日（火）理事・監事 46名中37名出席  
令和4年度事業計画・予算を協議するなかで、コンプライアンス徹底を申し合わせ。

#### (4) 建設業協会 令和4年度定時総会 出席実人数 99名

- ・6月10日（金）総会資料に行動憲章を記載、会員にコンプライアンス徹底を要請。

#### (5) 国交省出先事務所との意見交換会 6月24日（金）

- 国交省高知河川国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会 7月7日（木）
  - ・工事現場において暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為の対策を確認・徹底
  - ・労働災害・事故につながる危険行動、危険要因が見られる件について指摘  
⇒抜き打ち検査（現場パトロール）を実施する旨の提案あり

### 3. 公益通報実績

実績なし

### 4. コンプライアンスに関する相談窓口実績

3件

(内容)

- ・建設業法1件、改正労働基準法2件

### 5. その他

- (1) 通年 ホームページ、会員名簿においてコンプライアンス関連の広報
- (2) 当協会に窓口を設置した「公益通報窓口」、「コンプライアンスに関する相談窓口」、「工事現場における様々な不当要求（暴力団含む）についての相談」も引き続き対応。